

名寄市議会業務継続計画
(名寄市議会BCP)

令和6年6月策定

名寄市議会

《 目 次 》

1	計画の目的	P 1
2	議会BCPの発動基準	P 2
3	災害等発生時の議会及び議員の行動指針	P 3
	（1）議会	
	（2）議員	
	（3）市との連携・協力	
4	名寄市議会災害等対策連絡会議	P 4
	（1）設置	
	（2）構成	
	（3）所掌事務	
	（4）情報の共有及び協議・調整の場	
5	災害等発生時の議会、議員等の役割	P 5
	（1）議会の役割	
	（2）議長の役割	
	（3）議員の役割	
	（4）議会事務局の役割	
6	災害等発生時の行動基準及び議会BCPの取り扱い	P 7
7	議員等の参集基準	P 7
8	災害等発生時における議案審議継続のための手順	P 9
9	議員派遣の手続き	P 9
10	計画の見直し	P 9
○	災害等発生時対応フロー図	P 10
○	別紙1 議会BCP行動基準（地震・風水害・雪害編）	P 12
○	別紙2 議会BCP行動基準（感染症編）	P 17
○	別紙3 名寄市議会災害等対策連絡会議設置規程	P 22

1 計画の目的

業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）は、平成 21 年の新型インフルエンザの流行や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、その策定が全国の地方自治体、地方議会等にも広がりを見せている。

名寄市議会では、平成 30 年 8 月に策定した「名寄市議会災害時対応マニュアル」に基づき、災害が発生した際の議会及び議員が行う対応を定めているところである。

一方で、令和 2 年 2 月には、国内で初めて新型コロナウイルス感染症による感染者が確認され、感染拡大に伴い市民生活に大きな影響を及ぼすとともに、議事・議決機関である市議会の活動が制限され得る事態となり、全国の市議会において、さらに議会業務継続計画策定の必要性に拍車がかかっている。

また、名寄市議会では、令和 4 年 5 月からタブレット端末を導入しており、議会の ICT 化を進めているところである。

このことから、これまでの災害対応に加え、感染症等の発生時においても名寄市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）等と連携するとともに、タブレット端末やスマートフォン等を有効に活用することで、議会の機能回復とその維持を図り、議会としての責務を継続して果たすことができるよう、名寄市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定する。

2 議会BCPの発動基準

議会BCPは、次の災害等が発生し、市災害対策本部等が設置された後、議長が必要と判断したときに発動することを原則とする。

災害等の種別	内容
地震	・市内に震度4以上の地震が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。
風水害・雪害	・気象警報又は気象特別警報が発表され、相当規模の災害が発生したとき。
感染症	・厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重篤な影響を与える恐れのあるものが発生したとき。
その他	・大規模な火災、爆発、テロ行為等により、大きな被害が発生したとき。 ・その他議長が必要と認めるとき。

【参考】名寄市災害対策本部の設置基準等

(1) 本部の設置基準

市長は、災害時、災害の状況に応じて、次の各号のいずれかに該当し必要と認めるときは、本部を設置し、災害応急対策を実施する。

ア 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発表され、災害が発生したとき。

イ 市内に震度4以上の地震が発生したとき、若しくは地震による大規模な被害が発生したとき。

ウ 大規模な災害が発生し、その対策を要するとき。

エ 災害が発生し、その規模及び範囲から特に総合的な対策を要するとき。

(2) 本部の設置

本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送、電話等で周知する。

(3) 本部の廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。

3 災害等発生時の議会及び議員の行動指針

(1) 議会

議会は、市内で大規模な災害等が発生した非常事態時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要がある。

また、災害等発生時の初動期対応から復旧・復興期又は未発生期から小康期の各段階においても、様々なケースを想定し、必要に応じて審議、調査等が行えるよう体制を整えておかなければならない。

(2) 議員

議員は、議会が議決機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担っている。

また、災害等発生時には、地域の一員として災害の対応等を行いながら、地域の被災状況や要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に努めなければならない。

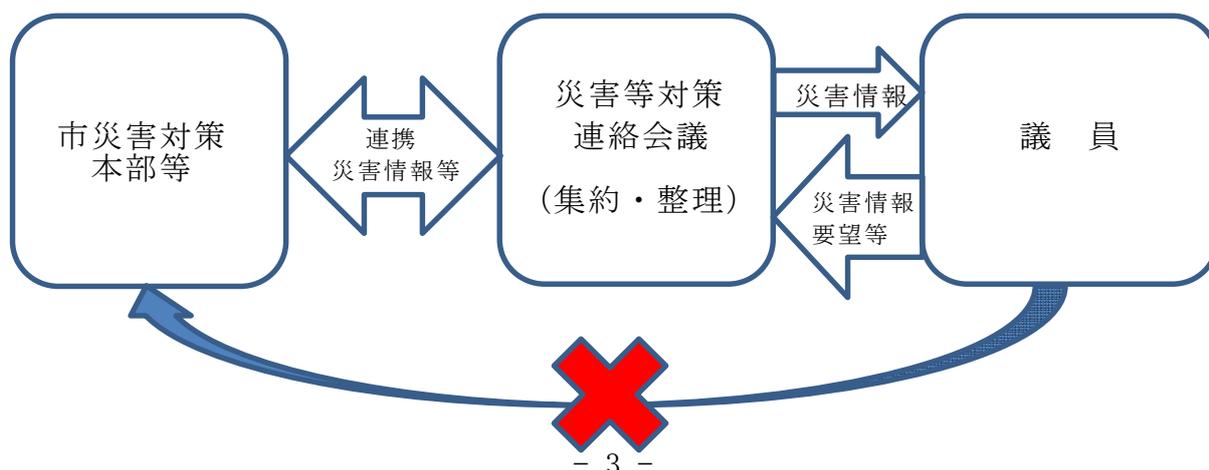
(3) 市との連携・協力

災害等発生時において、実質的かつ主体的に対応に当たるのは、市（執行機関）である。議会は、議決機関としての役割を担っており、その範囲を踏まえて災害等に対応することが基本となる。特に災害等の初期段階においては、市では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想される。

このことから、市が初動体制や応急対応に専念できるよう、災害等の情報の収集及び要請等の行動については、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めた上で議会として集約し、対応しなければならない。

一方で、議会の役割である行政監視機能と議決機能を適正に実行するため、正確な情報を早期に収集・確認することも必要である。議会は、議会と市、それぞれの役割を踏まえ、情報の共有を主体とする市との協力・連携体制を整えるものとする。

※連携・協力のイメージ



4 名寄市議会災害等対策連絡会議

(1) 設置

- ① 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、名寄市議会災害等対策連絡会議（以下「議会連絡会議」という。）を設置する。
- ② 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、議会連絡会議を設置することができる。
- ③ 議長は、議会BCPの対象となる災害等の対策が概ね完了したと判断したときは、議会連絡会議を廃止する。

(2) 構成

- ① 議会連絡会議は、議長、副議長、会派代表者及び会派に属さない議員をもって構成する。
- ② 議長は議会連絡会議を代表し、その事務を統括する。
- ③ 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。
- ④ 議長は必要と認める場合、その他の議員に参加を求めることができる。

(3) 所掌事務

- ① 議員の安否確認及び連絡調整を行うこと。
- ② 議員からの災害等の情報を収集・整理し、市災害対策本部等へ提供すること。
- ③ 市災害対策本部等からの情報を収集し、議員に提供すること。
- ④ 市災害対策本部等からの依頼事項に関すること。
- ⑤ 本会議、委員会等の開会、議会関連諸行事の開催及び参加に関すること。
- ⑥ その他議長が必要と認める事項に関すること。

(4) 情報の共有及び協議・調整の場

議会連絡会議は、議会、議員及び市災害対策本部等の間において、情報の共有や協議・調整を行なうため、必要に応じて議長に議員協議会の開催を要請することができる。

5 災害等発生時の議会、議員等の役割

(1) 議会の役割

- ① 災害等が発生したときは、議会連絡会議を設置し、市が迅速かつ適切な災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- ② 議会連絡会議を通じて次の事項を行う。
 - ア 議員から提供された地域の被災状況等の情報を市災害対策本部等に提供する。
 - イ 市災害対策本部等からの災害等の情報を全議員に伝達する。伝達は、タブレット端末等を介して行うことを基本とする。
 - ウ 地域の被災状況や被災者等の意見、要望等を踏まえ、議会連絡会議で調整を行い、市に対して要望等を行う。
 - エ 復旧・復興が迅速に進むよう、必要な条例や予算等を速やかに審議する。

(2) 議長の役割

- ① 議会連絡会議の設置は、議長が決定する。ただし、議長が決定することが困難な場合は、次の代理者が行う。

順位	議長の代理者
第1位	副議長
第2位	会派の構成員が第1会派の代表者
第3位	会派の構成員が第2会派の代表者

- ② 議会連絡会議の設置を決定したときは、その旨を全議員に連絡するとともに、議会連絡会議の委員を招集する。
- ③ 議会の災害等の対応に関する事務を総括する。ただし、議長が不在又は登庁できない場合の議会運営及び議会BCPに係る意思決定は、次のとおりとする。

順位	議長の代理者
第1位	副議長
第2位	会派の構成員が第1会派の代表者
第3位	会派の構成員が第2会派の代表者

- ④ 市災害対策本部等及び議員との情報共有に努めるとともに、連絡・連携を図る。

(3) 議員の役割

- ① 災害等が発生したときは、自らの安否、居所、被害状況等を議会連絡会議

に報告し、連絡体制を確立する。

- ② 居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談、助言等を行う。
- ③ 被災、避難所等の状況について、必要に応じて議会連絡会議へ報告する。

(4) 議会事務局の役割

- ① 議会BCPの対象とする災害等が発生し、又は発生が見込まれる場合、議会事務局の職員は、次表により必要な初動対応にあたる。

勤務時間内	平日の勤務時間外、休日
<ul style="list-style-type: none"> ア 自身の安全確保 イ 来庁者の避難誘導 ウ 議員の安否確認 エ 議場等の施設及び設備の被害状況の確認 オ 議会連絡会議の設置及び運営準備 	<ul style="list-style-type: none"> ア 自身と家族の安否及び住居等の被災状況の確認 イ 議長及び副議長の安否及び住居等の被災状況の確認 ウ 議会事務局職員の安否及び住居等の被災状況の確認 エ 市役所（議会事務局）への参集 オ 議員の安否及び住居等の被災状況の確認 カ 議場等の施設及び設備の被害状況の確認 キ 議会連絡会議の設置及び運営準備

- ② 議会連絡会議が設置されたときは、会議の運営を支援する。
- ③ 議会事務局の災害対応に関する事務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在又は登庁できない場合は、議会事務局次長が職務を代理する。

6 災害等発生時の行動基準及び議会BCPの取り扱い

- (1) 地震、風水害、雪害及びその他の災害が発生した場合の行動基準は、別紙1のとおりとする。ただし、テロ行為等が発生した場合は、捜査機関等の情報を収集し、社会状況を踏まえて対応する。
- (2) 感染症が発生した場合の行動基準は、別紙2のとおりとする。ただし、それぞれの感染症において示される関係機関からのガイドライン等に基づき、基本的な取り扱いに加え、必要な対処をしていくこととなる。ガイドライン等により感染症特有の対応が必要となる場合には、そのガイドライン等に基づき必要な措置を行うこととする。
- (3) 災害等の対応に係る情報収集及び連絡は、ICT（タブレット端末、スマートフォン、パソコン等）の活用を基本とするが、通信障害等によりICTが活用できない場合は、FAXや災害用伝言ダイヤル「171」など様々な通信手段を活用するものとする。

7 議員等の参集基準

【地震、風水害、雪害等】

議員は、議会連絡会議又は議会事務局から指示・連絡があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で、速やかに参集するものとする。自身や家族の被災、住居被害等により参集できない場合は、それらへの対応後に参集することとする。

参集が不可能な場合には、その旨を事務局に報告するとともに、常に連絡が取れる体制を確保すること。

- (1) 参集の手段は、二次災害防止の観点から、徒歩・自転車・オートバイによるものとする。ただし、安全かつ迅速に参集するため、被害状況、気象状況、参集距離によっては自家用車の使用を認めるが、慎重な判断を行うこと。
- (2) 参集時の服装は、応急活動ができる服装（作業服・雨合羽・防寒着等）で、安全な靴や帽子、手袋を装着するよう心掛ける。なお、水害の発生により活動する際、長靴は中に水が入ると歩きにくく、脱げてしまう場合等もあり、かえって危険を伴うこともあるため、状況に応じた靴を選ぶこと。
- (3) 参集時の携行品については、携帯電話をはじめ、防災用品や飲料水、食料、衣類等、3日間程度は帰宅できないことも想定し、必要と思われるものを可能な範囲で持参する。

【服装及び携行品の例】

服装	携行品
作業服、防災服（動きやすい服）	着替えの服
運動靴又は長靴	食料、飲料水
軍手（複数組）	携帯電話等の通信機器・充電器
雨具	携帯用モバイルバッテリー
防寒着（秋・冬）	タブレット端末・充電器
	現金
	筆記用具
	懐中電灯
	携帯ラジオ
	保険証
	使い捨てカイロ
	その他必要と思われるもの

【感染症】

議員は、議会連絡会議又は議会事務局から指示・連絡があった場合には、自身と家族の健康状態を確保した上で、速やかに参集するものとする。自身や家族の健康状態により参集できない場合は、その旨を事務局に報告するとともに、常に連絡が取れる体制を確保すること。

- （１） 参集の手段は、感染防止の観点から、人との接触を極力避ける方法で参集する。（自家用車等）
- （２） 参集時の服装は、通常の服装とする。
- （３） 参集時はタブレット端末、マスク等、必要と思われるものを持参する。

【議会事務局】

議会事務局職員間の連絡は、議会事務局緊急時連絡網等に基づき、携帯電話等を活用して行う。

8 災害等発生時における議案審議継続のための手順

災害等発生時においても議会機能を維持し、予算等の重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が生じないようにするため、災害時の本会議招集・開催等に関する手順を、次ページの「災害等発生時対応フロー図」のとおりとする。

9 議員派遣の手続き

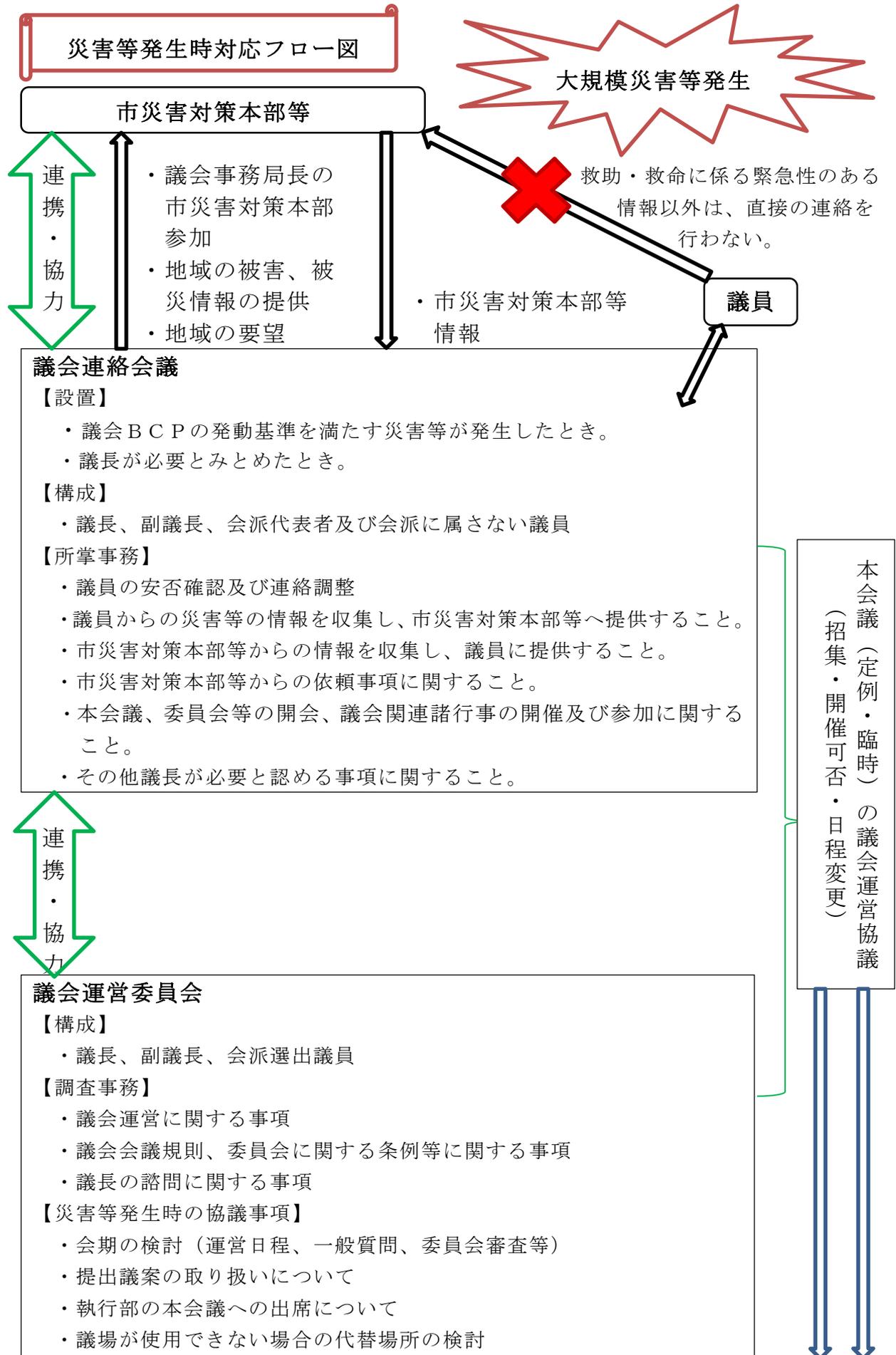
議長は、議会連絡会議を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに議員派遣の手続きを行うものとする。

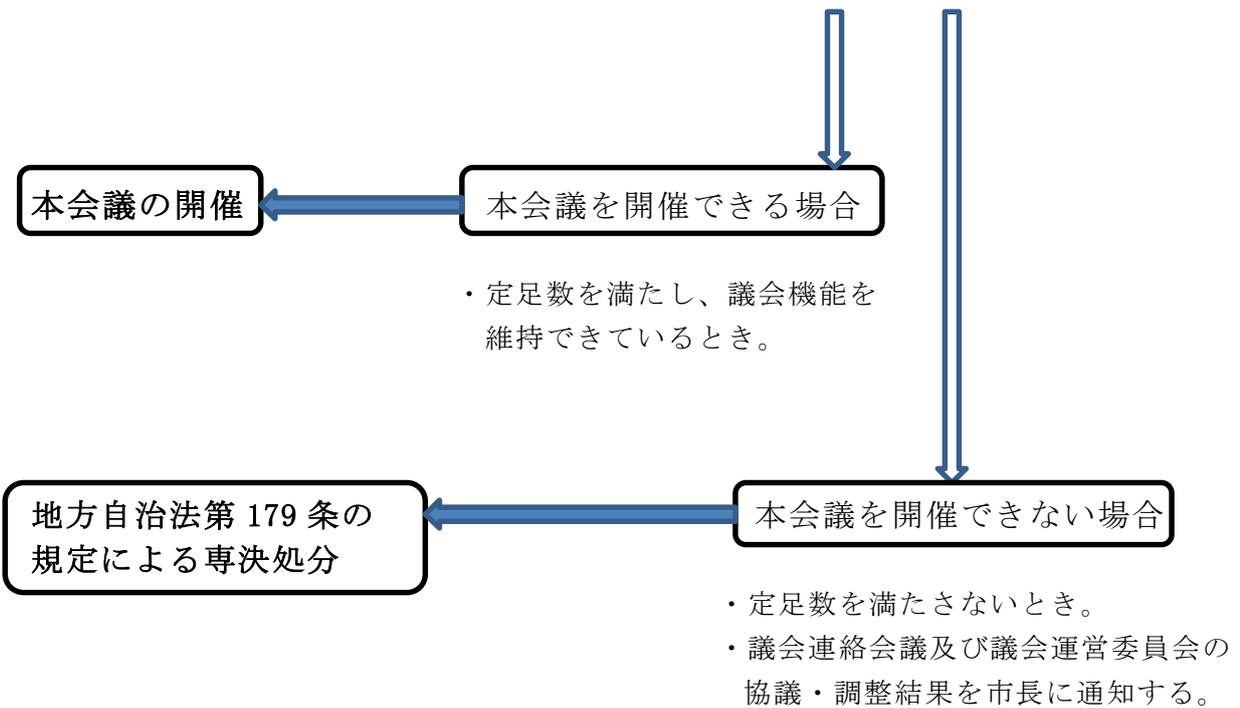
ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断される。議員は、二次災害が起こらないように十分に留意し、安全第一で行動するものとする。

10 計画の見直し

- (1) 議会BCPをより実効性のあるものとするため、災害等における議会と事務局の体制（行動基準、通信体制等）の検証・点検を行い、必要の都度見直しを行う。
- (2) 議会BCPの見直しは、議会運営委員会を中心に行うものとする。

☆このフロー図は簡略化して示したものであり、災害等の状況により都度最善の方法で対応することとする。





※普通公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。(地方自治法第 113 条)

議会 B C P 行動基準
(地震・風水害・雪害編)

1 対応段階の認定

刻々と変化する状況に迅速に対応するため、対応段階を次のとおりと定め、各段階に応じた行動を実施する。

対応段階	状態
予測期	発災前
初動期	発災から概ね3日
応急期	発災4日から7日
復旧・復興期	発災8日から1か月程度

2 対応段階に応じた行動基準

予測期（発災前）

- (1) 議員及び議会事務局は、災害の発生があらかじめ予測される場合は、事前に議員・議会事務局職員の行動基準を確認する。
- (2) 議員及び議会事務局職員はタブレット等を活用し、情報を相互に確認できる体制を事前に整える。

初動期（発災から概ね3日）

☆ 本会議や委員会、その他議員が参加して行う会議（以下「会議等」という。）が開催中の場合

- (1) 議長、委員長等（以下「議長等」という。）は、直ちに会議等を休憩し、出席者、傍聴人等の安全を確保する。
- (2) 議長等は、災害の状況により、その日の会議等を閉じる。
- (3) 議長等は、必要に応じて議員を待機させる。
- (4) 議長は速やかに議会連絡会議の設置を判断、決定する。

☆ 会議等が開かれていない場合又は議員が登庁していない場合

- (1) 議長は速やかに議会連絡会議の設置を判断、決定する。
- (2) 議長は速やかに議会連絡会議を設置した旨を全議員に連絡する。
- (3) 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で、自らの安否とその居所及び連絡先を議会連絡会議に報告する。
- (4) 議員は、議会連絡会議からの指示があるまで、議会BCPに基づき、個人の判断により行動する。
- (5) 議員は、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動

にできる限り協力する。

- (6) 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。
- (7) 議員は、被災、避難所等の状況について、必要に応じて議会連絡会議に報告する。

応急期（発災4日から7日）

- (1) 議会連絡会議は、次の事項についてタブレット端末等を活用し、情報の一元化を図る。
 - ① 議員から提供された地域の災害情報を集約・整理し、市災害対策本部等に提供する。
 - ② 市災害対策本部等から提供された災害情報を全議員に提供する。
 - ③ その他必要な情報を収集し、全議員に提供する。
- (2) 議会連絡会議は、本会議（臨時会・定例会）、委員会、会派活動、議会展行等について、災害対応に関する議会（議員）の活動方針を協議する。
- (3) 議会連絡会議は、その他必要な事項について協議し、議員に指示する。

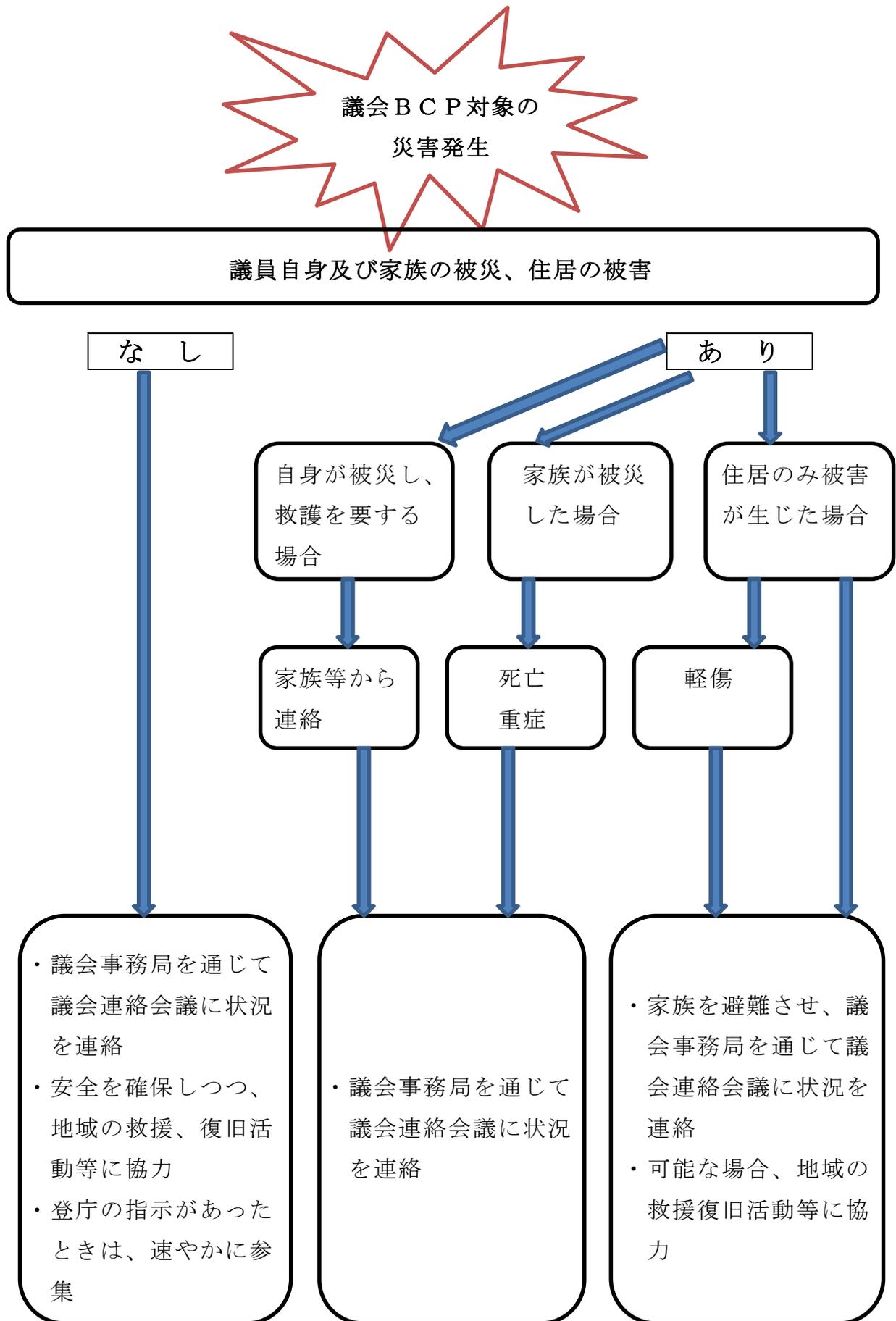
復旧・復興期（発災8日から1か月程度）

- (1) 議会連絡会議は、市災害対策本部等の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況、今後の災害対応等について説明を求める。
- (2) 議会連絡会議は、タブレット端末等を活用して、市災害対策本部等から提供された災害情報を全議員に提供する。
- (3) 議会連絡会議は、本会議（臨時会・定例会）、委員会、会派活動、議会展行等について、災害対応に関する議会（議員）の活動方針を協議する。
- (4) 議会は、迅速な復旧及び復興の実現に向け、必要に応じて国や道その他関係機関に対して要望活動を行う。
- (5) 議会は、復旧及び復興が迅速に進むよう、市民の意見、要望等を踏まえながら、必要に応じて市災害対策本部等に対して提案、提言、要望等を行う。

3 行動基準の準用

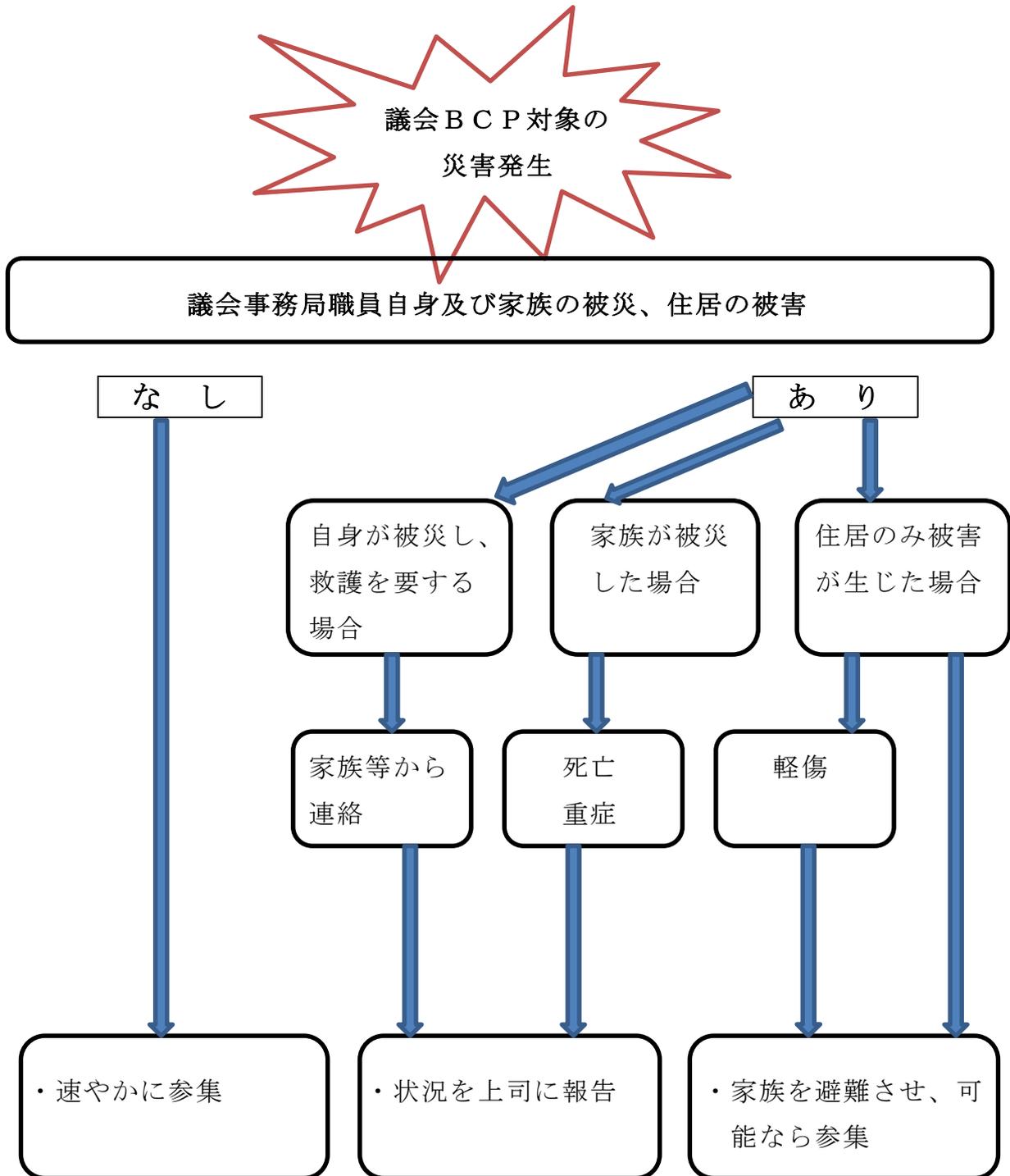
大規模な火災、爆発、テロ行為等による相当規模の災害が発生したときは、この行動基準を準用する。

【地震・風水害・雪害編】初動期における議員の行動フロー図



【地震・風水害・雪害編】

初動期における議会事務局職員の行動フロー図



議会 B C P 行動基準

(感染症編)

1 発生段階の認定

刻々と変化する状況に迅速に対応するため、市が定める「新型インフルエンザ等対策行動計画」を参考に、発生段階を次の6つに分類し、各段階に応じた行動を実施する。

発生段階	状態
未発生期	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
道内未発生期	・ 国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・ 道内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
道内発生早期	・ 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
道内感染期	・ 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・ 感染拡大→まん延→患者の減少
小康期	・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

2 発生段階に応じた行動基準

(1) 未発生期

活動方針	行動内容
議会BCPの見直し	・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた議会BCPの随時見直しを行う。

(2) 海外発生期

活動方針	行動内容
情報収集	・ 新型インフルエンザ等に関する国内外の情報を収集して感染症に関する知識を事前に習得し、流行に備えた準備を行う。
備蓄品の確認	・ 備蓄品（マスク、消毒液）の在庫確認を行うとともに、不足品の発注について執行部と協議を行う。

(3) 道内未発生期

活動方針	行動内容
実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議を設置する。
予防・まん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・登庁時は、マスクの着用、手洗い等の感染予防対策を行う。 ・議員、議会事務局職員及びその家族の健康状態の把握を行い、発熱及び風邪症状があれば登庁（外出）を控える。 ・議員（委員会、会派を含む）の道外出張を規制する。やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議長及び議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。 ・道外からの視察の受け入れを規制する。 ・感染予防のため、議事堂への消毒液の設置、議事堂の換気・消毒等を実施する。 ・会議の開催にあたっては、3つの密（密閉・密集・密接）回避への配慮を行う。 ・傍聴希望者に対して、検温、マスクの着用、手指の消毒等の感染対策について周知徹底を図るとともに、氏名及び連絡先を確認する。

(4) 道内発生早期

活動方針	行動内容
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議は、タブレット端末等を活用して、名寄市新型インフルエンザ等対策本部、名寄市感染症危機管理対策本部等から提供された情報を全議員に提供する。 ・議会事務局は、執行部との積極的な情報共有を図る。
実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会議において対応方針等を協議する。
予防・まん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・道内未発生期の行動基準を継続する。 ・道外に加え、道内出張を規制する。 ・道外に加え、道内からの視察の受け入れを規制する。 ・不特定多数の人が接触する可能性の高い行事についても開催及び参加を規制する。

(5) 道内感染期

活動方針	行動内容
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・道内発生早期の行動基準を継続する。
実施体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・道内発生早期の行動基準を継続する。 ・議員は市民からの要望等を収集し、議会連絡会議に報告する。議会連絡会議は、執行部の状況を踏まえるとともに、負担軽減に配慮しながら、要望等に優先順位を付した上で、名寄市新型インフルエンザ等対策本部、名寄市感染症危機管理対策本部等へ提言する。
予防・まん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・道内発生早期の行動基準を継続する。 ・不要・不急の外出は控える。 ・傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
感染者又は濃厚接触者発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・議員及び議会事務局職員が感染、感染の疑い又は濃厚接触者と認定された場合 <ul style="list-style-type: none"> ▽速やかに議長及び議会事務局を通じて議会連絡会議に報告する。 ▽感染と認定された場合は、保健所、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過については、本人又は家族から議会事務局を通じて議会連絡会議に報告する。 ▽濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温の実施等、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関及び議会事務局を通じて議会連絡会議に報告する。

(6) 小康期

活動方針	行動内容
実施体制の廃止	・ 議会は、患者の発生状況や国、道、市の動向等を見極め、議会連絡会議を解散し、通常の議会・議員活動に移行する。
規制の緩和	・ 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事等については、状況に応じて開催及び参加の規制を緩和・解除する。 ・ 出張の規制を緩和・解除する。 ・ 視察等の受け入れ規制を緩和・解除する。 ・ 傍聴者の制限を緩和・解除する。
対応方針等の検証	・ 議会連絡会議で決定した対応方針等を検証し、次の感染拡大に備えた対応策を検討する。

○名寄市議会災害等対策連絡会議設置規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、名寄市議会災害等対策連絡会議（以下「議会連絡会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次に掲げる場合に議会連絡会議を設置することができる。

- (1) 議会BCPを発動したとき。
- (2) その他議長が必要と認めたとき。

2 議長は、議会連絡会議を設置したときは、その旨を市長に通知する。

(構成)

第3条 議会連絡会議は、議長、副議長、会派代表者及び会派に属さない議員をもって構成する。

- 2 議長は、議会連絡会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 議会連絡会議の会議は議長が招集する。

2 議長は、特に必要があると認めたときは、その他の議員に出席を求めることができる。

(所掌事務)

第5条 議会連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認及び連絡調整を行うこと。
- (2) 議員からの災害等の情報を収集・整理し、市災害対策本部等に提供すること。
- (3) 市災害対策本部等からの情報を収集し、議員に提供すること。
- (4) 市災害対策本部等からの依頼事項に関すること。
- (5) 本会議、委員会等の開会、議会関連諸行事の開催及び参加に関すること。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(情報の共有等)

第6条 議会連絡会議は、議会、議員及び市災害対策本部等の間において、情報の共有や協議調整を行うため、必要に応じて議長に議員協議会の開催を要請することができる。

(庶務)

第7条 議会連絡会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(廃止)

第8条 議長は、議会連絡会議の設置目的を達成したと認めるときは、これをする。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、議会連絡会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(名寄市議会における災害時の行動等に関する規程の廃止)

2 名寄市議会における災害時の行動等に関する規程（平成30年議会訓令第1号）は、廃止する。

※1 災害時における議員の行動等は、議会BCPで定めているため、本規程では会議の設置に関する事項のみ規定。

※2 基本的にタブレット端末により全員一斉連絡を行うため、議員の連絡網は廃止。